

当座勘定規定の改定

	改定前	改定後
第9条	<p>(手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 当座勘定からの払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>(手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</p> <p>(3) 当座勘定からの払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>
第10条	<p>(手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とするとする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払いをしません。</p> <p>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合</p>	<p>(手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とするとする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払いをしません。</p> <p>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうち</p>

	<p>には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>	<p>に、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当庫宛に連絡してください。</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) 当座勘定から支払した手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>第18条</p>	<p>(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名艦)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造、その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙を認めて取</p>	<p>(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名艦)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造、その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当庫に画像として送信されるものを含みます)</p>

	<p>扱いましたうえは、その用紙に模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙を認めて取扱いましたうえは、その用紙に模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>
<p>第29条</p>	<p>(個人信用情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヶ月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のために利用できるものとします。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>	<p>(個人信用情報センターへの登録)</p> <p>全文削除</p> <p>以下条文繰上</p>

以 上